



子どもの貧困を考える ネットワークニュース

2024年11月号

隔月発行

発行：子どもの貧困問題

大阪ネットワーク理事会

性の売買 なぜ、ジェンダー・差別と言われてこなかったのか？ ～現実と法的・社会的位置づけ～

中里見 博 大阪電気通信大学教授

2024年11月4日（祝日）大阪グリーン会館で、子どもの貧困問題の背景にある「女性の貧困」と「性の搾取」をテーマとするシンポジウムを開催しました。当日は、関心の高い38名の参加を得て、中里見教授の、日本の女性のおかれている「悲惨な現実と法の限界」について学び、生活保護制度の実態、貧困女性の縮図のような西成で子どもたちを支えて50年の「こどもの里」の報告を受け、渡辺和恵理事のコーディネートで意見交換をしました。当日、ため息と問題意識を呼び起こした中里見教授の講演要旨をレポートします。

日本の性売買禁止の法律

日本の性の売買を禁止する法律は、戦後1956年に制定された「売春防止法」です。これに基づき「赤線」と呼ばれた売春宿の廃止。男女性の平等も実現した。これにも時代の限界があり、改正すればいい。ここで言う「売春の定義」とは、「対償を受け又は受ける約束で不特定の相手と性交すること」…が、性交さえしなければいいという脱法行為がまかり通っている。「売春・買春の禁止」は言うものの、処罰規定はない。

このような実態的罰則のない中、女子高生らに悲惨な事件が発生している。大阪市内で起こった、雑居ビルに住まわせ組織的売春に少女たちを喰いものにしていた例。警察署の真横で、堂々と売春営業をする松島新地。6分2万1千円の仕事があると10代の少女をホテルに送迎する。ホストクラブで多額の売掛金をつくらせ風俗で働かせる…これがあたり前になっている。

売春防止法制定後も、日本では違法な売春産業が存在する。女性が売春を強要されていることは周知の事実。なぜ？

ニュースになるのは ①被害者が未成年だから、②悪質ホストクラブの売掛金問題。

しかし、成人女性の管理売春被害はニュースにならない。松島新地の違法な売春営業も問題にされない。表向き「料亭」で申請。お茶とお菓子で売春行為。



警察の摘発を逃れるために、「風俗営業等適正化法第2条1項」の「接待・飲食等営業」の「1号営業料理店・社交飲食店」として申請している。ここでいう「接待」とは、「歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」と。



西成区飛田新地では、**2024年の今も**、女性が商品として陳列されている。2019年大阪G20では飛田新地「全店休業」になった。（大阪維新にも先進国の恥との認識はあるのだ）

黙認されている性売買営業

①ソープランド

「風俗営業等適正化法第2条6項1号」では、性風俗関連特殊営業：店舗型性風俗関連特殊営業の1号営業「ソープランド」とあり、これも2条6項1号で認めている「浴場業の施設として個室を設け、当該個室において、**異性の客に接触する**役務を提供する営業」と説明。（＊役務の提供など公務員用語を使うな！）ソープランドは法律上は「お風呂屋さん」、そこで起こったことは自由恋愛だとする。料金は、あくまで入浴料金。

②店舗型ファッションヘルス

- ・ヌードスタジオ
- ・ラブホテル
- ・アダルトショップ
- ・出会い系喫茶

③無店舗型性風俗特殊営業

- ・派遣型ファッションヘルス
- ・アダルトビデオ等利用画像送信営業
- ・インターネット利用アダルトビデオ送信営業
- ・テレホンクラブ（入店型）
- ・テレホンクラブ（無店舗型）

売春は女性の人権侵害・女性差別である。

いかなる人権か…**性的人格権**

「性」とは、個人の尊厳にかかわる営み。

個人の人格とは切り離せないものを保護する権利が「人格権」

「性」は、「人格権」として保障される。

人格権としての性を「性的人格権」という。

「性」は労働権より上位に位置づけられるべきもの。

「買春」は、

相手の同意を金で買って行こう経済的強制性行為であり、

性暴力であり違法化されるべき行為である。

売春防止法をどう改正するべきか

・女性の性的搾取者である「業者」を処罰する。

・性売買の需要の抑制・買春者を処罰する。

・そのために、

性売買が女性の人権侵害であり、女性差別であること

を売春防止法に明記する。

配偶者からの暴力の防止および、被害者の保護に等に関する法律

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、**買春（他人の性を金銭で買う行為）は、性に関する人権の侵害**であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、**買春の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して男性が金銭の力で買春することは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。**

売買春処罰は夢ではない

買春罪を導入した7か国と3地域

「スエーデン」「ノウエイ」「アイスランド」「カナダ」「北アイルランド」「フランス」「アイルランド」「イスラエル」「ハワイ州」「アメリカ・メイン州」…「韓国準売春処罰法」

＊会場質問「ドイツなど女性の営業権として保障した国があるが」には「買春抑止策がない、競争激化・過激になり女性に肉体的被害が出ていると聞く」と明快な意見交換があった。

てらこや見学記

中家 工

11月19日(火)、「お寺の学習支援・てらこや」の見学に、東大阪市にある本泉寺へ行った。
(メンバーは中田理事長はじめ5名)

この寺は、橋本恒梁住職夫妻の方針で、学習のほか子ども食堂やダンス教室、ヨガ教室へ場所の無料提供がされている。

この「てらこや」は、塾へ行けない子や、基礎学力が何らかの理由で抜けている子たちにとっての、大切な「勉強スペース兼居場所」になっているとのこと。現在地元の

無料の学習支援「てらこや」	
場所	本泉寺 東大阪市若江東町3-3-15
日時	火曜・金曜 17時～小学生/18時～中1中2/19時～中3
学習内容	国数英が中心
学習形態	分からない所をスタッフが教えに回る
スタッフ	現在6名(全員退職教職員)
部屋の使用料	無料

小学生24人と中学生12人が登録されていて、部屋が賑やかな日も多い。また、不登校の子もここで勉強している。この日も、学校で稲刈りした玄米を見せてくれた小5の男子、期末テスト中の中3の女子と話げできた。ここへのきっかけは「友達に誘われた」「木曜日の子ども食堂で

聞いた」ということらしい。

7年前にここを立ち上げたのは、元中学校英語教師の松浦さん、元高等学校国語教師の加藤郁夫さん。加藤さんに子どもたちの勉強の様子を話してもらった。「宿題を持ってきてする子、テスト勉強をする子等、それぞれの課題を持ってくる。また、認知の研究者の今井むつみさん作の『たつじんテスト』をやらせて、算数の土台の部分の指導に生かすようにしている」とのこと。

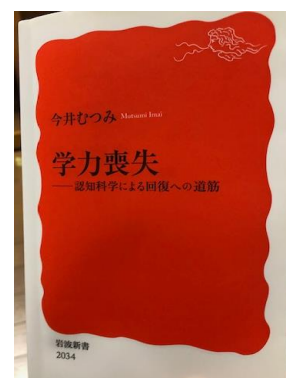
部屋代はともかく、教材費など必要経費はどうしているのかも聞いてみた。「府の学習支援補助もあり、教科書などの教材購入に充てているが、下りてくるのが後になり、実質立て替え払いをしないと行けない。ボランティア

のみんなは手弁当で指導に当たっている状況である。ただ、プリントなどは医療生協の協力を得て印刷している」ということだった。

見学の感想は、子どもたちが皆自分のペースでゆったり過ごしていて、居心地がよさそうだったこと。私たちネットワークとして、どんな力を貸していけるかを今後追求すべきだと感じた。



静かなたたずまいの夜の本堂入り口。
宗派は、本門佛立宗



てらこやでも参考にされている学力喪失